

令和3年9月 定例記者会見

と き 令和3年8月26日（木）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 9月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

目 次

1	とびっくす	1
2	9月定例議会日程（案）	3
3	提出案件一覧	4
4	条例案件等	7
5	令和3年度9月補正予算	16
6	単行案件	31
7	令和3年11月末までの主な行催事	33

1 とびっくす

プレミアム率 100% 犬山市民全員に プレミアム商品券の販売

8月24日に販売開始

9月1日に利用開始

プレミアム率 100%のプレミアム商品券(6,000円分の商品券を3,000円で購入できる。)を販売中です。7月15日を基準日とし、全市民が1セット購入できます。

【1セット：6,000円分の券種】

全店共通券 3,000円分 (500円券×6枚)

中小店限定券 3,000円分 (500円券×6枚)



【スケジュール】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、飲食店を中心に多くの商業者が経済的なダメージを受けています。このような状況に対応していくため、市民への生活支援、市内消費の拡大を目的に、プレミアム商品券を発行します。

8月中旬	全市民あてに購入引換券(はがき)を8/11に発送 広報紙 8/15号と同時に使用店舗が掲載されたチラシを配布
8/24から	第1次販売開始(9/30まで)
9/1から	利用開始(R3.12/31まで)
売れ残った場合、第2次販売を実施 10/1~10/18に申込受付(往復はがき) 当選者のみ11/1から購入可能	

※元々は、6月下旬に販売開始予定だったが、緊急事態宣言などの状況を考慮し延期していた。

【次ページに縮小したポスター、別添に配布チラシあり】

2021犬山市 犬山市民全員の皆様に

プレミアム率
100%

プレミアム商品券

3,000円で
6,000円分の
商品券が買える!!

プレミアム商品券発行総額
4億4,400万円

販売セット
74,000セット



●中小店限定券 × 6枚



●全店共通券 × 6枚

お一人様
1セット限り

△ご購入には引換券が必要になります。

商品券が使えるお店は
約450店舗

使用
期間

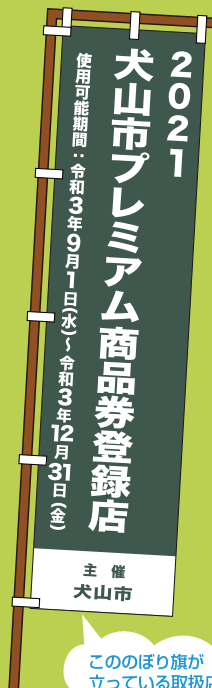
令和3年

9月1日(水) ~ 12月31日(金)

令和3年

■商品券販売日時・場所

販売日	販売場所
<p>●第1次販売</p> <p>8月24日(火) ↓ 9月30日(木)</p> <p>この期間中は必ず購入できますので空いた販売所でお買い求めください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況により、販売店が一時休業になる場合があります。このため商品券の販売が中断することがありますのでご了承ください。</p> <p>商品券販売店での販売日、販売時間は犬山商工会議所ホームページ(HP https://www.inuyama-cci.or.jp/premium8/)で確認していただくか、各店にお問い合わせください。</p>	<p>犬山地区</p> <p>キャスト>ヨシツヤ 犬山店 61-5811</p> <p>臨江館 61-0977</p> <p>サンパーク犬山 62-7566</p> <p>犬山ミヤコホテル 62-0164</p> <p>ひまわり調剤薬局 63-3040</p> <p>犬山セントラルホテル 61-6611</p>
	<p>羽黒地区</p> <p>トミダナフコ犬山店(羽黒) 67-3061</p> <p>コスモスベリーズ 犬山店 67-0134</p> <p>ちゆき園 67-1614</p>
	<p>楽田地区</p> <p>パロー犬山楽田店 69-1011</p> <p>お菓子の城 67-8181</p>
	<p>農協</p> <p>※犬山西支店を除く</p> <p>愛知北農協 犬山支店 62-9111</p> <p>愛知北農協 羽黒支店経済センター 67-0999</p> <p>愛知北農協 犬山南部支店 67-0666</p>
	<p>郵便局</p> <p>犬山郵便局 61-1342</p> <p>犬山薬師郵便局 61-2900</p> <p>犬山新坂郵便局 61-2952</p> <p>犬山五郎丸郵便局 61-2953</p> <p>城東郵便局 61-2901</p> <p>犬山羽黒郵便局 67-0490</p> <p>楽田郵便局 67-0791</p>



このほり旗が立っている取扱店でご利用できます

お持ち
いただくもの

犬山市から郵送された
「犬山市プレミアム商品券購入引換券」*

ご購入
いただける方

- ご本人
- ご家族の方…商品券購入窓口で、ご家族との続柄を申し出てください。
- 代理人・使者等の方…商品券購入窓口で、被代理人との関係を申し出てください。

*基準日の7月15日に犬山市に住民票がある方へ、8月中旬に郵送します。 第2次販売：第1次販売で売残った場合、第2次販売を行います。

購入引換券についてのお問い合わせ先
犬山市経済環境部産業課 TEL.0568-44-0340

使用できるお店などについてのお問い合わせ先
犬山商工会議所 TEL.0568-62-5233 FAX.0568-61-3986
HP <https://www.inuyama-cci.or.jp/premium8/>

最新の参加店情報がこちらから→
ご覧になれます。ぜひみてね!



2 9月定例議会日程（案）

議会期間 24日間 9月1日（水）～9月24日（金）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	9. 1	水	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明
第 2 日	2	木		○精 読
第 3 日	3	金		○精 読
第 4 日	4	ⓧ		○休 会
第 5 日	5	ⓧ		○休 会
第 6 日	6	月		○精 読
第 7 日	7	火	午前10時	○一般質問
第 8 日	8	水	午前10時	○一般質問
第 9 日	9	木	午前10時	○一般質問
第 10 日	10	金	午前10時	○一般質問
第 11 日	11	ⓧ		○休 会
第 12 日	12	ⓧ		○休 会
第 13 日	13	月	午前10時	○議案質疑
第 14 日	14	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 15 日	15	水		○全員協議会
第 16 日	16	木		○部門委員会
第 17 日	17	金		○部門委員会
第 18 日	18	ⓧ		○休 会
第 19 日	19	ⓧ		○休 会
第 20 日	20	ⓧ		○休 会
第 21 日	21	火		○部門委員会
第 22 日	22	水		○休 会
第 23 日	23	ⓧ		○休 会
第 24 日	24	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件一覽

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	6 (一部改正6)
2 人 事	2
3 補正予算	8 (一般会計1、特別会計5、事業会計2)
4 決 算	3 (一般会計・特別会計1、事業会計2)
5 单 行	1
6 報 告	1
計	21

令和3年9月定例議会 提出議案一覧表

令和3年9月1日

- | | |
|--------|---|
| 第50号議案 | 犬山市個人情報保護条例の一部改正について |
| 第51号議案 | 犬山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 第52号議案 | 犬山市手数料条例の一部改正について |
| 第53号議案 | 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第54号議案 | 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第55号議案 | 犬山市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について |
| 第56号議案 | 犬山市教育委員会委員の任命について |
| 第57号議案 | 犬山市公平委員会委員の選任について |
| 第58号議案 | 令和3年度犬山市一般会計補正予算（第6号） |
| 第59号議案 | 令和3年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第60号議案 | 令和3年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号） |
| 第61号議案 | 令和3年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 第62号議案 | 令和3年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第63号議案 | 令和3年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第64号議案 | 令和3年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第65号議案 | 令和3年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第66号議案 | 令和2年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について |
| 第67号議案 | 令和2年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第68号議案 | 令和2年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |

第69号議案 調停の申立てについて

報告第7号 令和2年度犬山まちづくり株式会社決算等について

《一部改正》

○ 犬山市個人情報保護条例の一部改正について（第50号議案）

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ① 令和3年9月1日より情報提供ネットワークシステムの所管が、「総務省」から新たに内閣に設置された「デジタル庁」へと変更されたことに伴い、市長が情報提供等記録の訂正をした場合の通知先を次のとおり変更するもの。

現 行 総務大臣 → 改正後 内閣総理大臣

〈用語の説明〉

(1) 情報提供ネットワークシステム

地方公共団体、行政機関等が個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を互いにやりとりするためのオンラインシステム

(2) 情報提供等記録

情報提供ネットワークシステムを使用して各自治体間等において行われた特定個人情報の授受に係る記録（アクセスログ）

- ② 引用条文の号ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について（第51号議案）

【趣旨】

職員の服務の宣誓の方法等を変更するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、新たに職員となった者が行う服務の宣誓について、下記の2点を変更する。

① 宣誓のしかた

現行 任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前において宣誓書に署名をする。

↓

改正後 記名した宣誓書を任命権者に提出する。

② 宣誓書への押印を廃止

【今後の予定】

施行日以後に任用した職員に係る服務の宣誓について適用する。

※ 会計年度任用職員についても、正規職員と同様の方法によるものとするよう任命権者が別に定める。

【影響】

職員の服務の宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）の改正に準じた変更であり、影響はなし。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第52号議案）

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

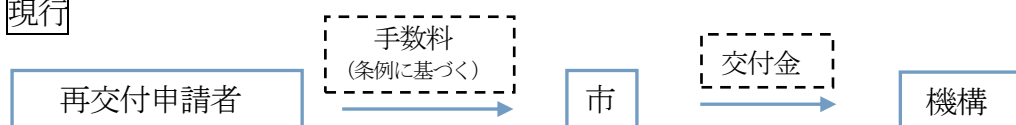
個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体が市から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に変更となったため、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除する。

【背景】

- ① 番号法の改正により個人番号カードの発行主体が市から機構へと移管された。
- ② 令和3年9月1日以降、市は、機構からの委託を受けて再交付手数料の徴収、領収書の発行及び機構への納入業務を行うこととなった。

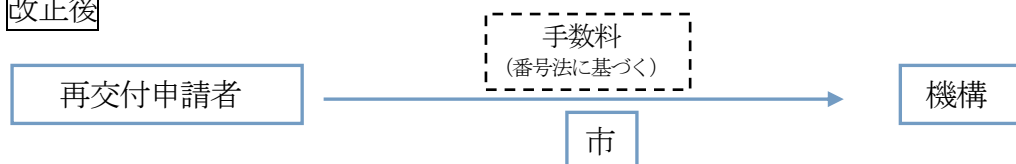
（手数料徴収の流れ）

現行



※ 個人番号カードの発行事務を機構に委任しており、手数料と同額を交付金として機構に支払う。

改正後



※ 市は、機構からの委託を受けて再発行手数料の徴収を行う。

（次ページにつづく）

【影響】

市民

個人番号カードの再交付申請者は、今までと同様、市の窓口で再交付の手続きを行い、個人番号再交付手数料800円を支払うため、市民への影響はない。

財政上

現行においても、再交付申請者から徴収した手数料と同額を機構に支払っており、市の財源とはならないことから、財政上の影響はない。

(参考)

▲個人番号カード再交付申請件数（実績）

年度	件数	金額
令和2年度	101件	80,800円
令和元年度	56件	44,800円
平成30年度	31件	24,800円

▲個人番号カード交付状況（令和3年7月1日現在）

- ・交付枚数 23,966枚
- ・交付率 32.4%
(国：34.2%)
(県：33.9%)

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第53号議案）

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

参酌するものとされる基準府令の改正に合わせて用語の整理を行うもので、市民への影響はない。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第54号議案）

【趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

記録の作成等及び利用者への説明、同意等に係る見直し

- ① 家庭的保育事業者等が行う記録の作成等について、電磁的方法によるものを認めるもの。
- ② 利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うこととされるものについて、書面に代えて電磁的方法による対応を認めるもの。

※ 家庭的保育事業者等とは…

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき市町村の認可を受けた原則3歳未満の子どもを保育する事業を行う者。同事業には、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業類型がある。

【影響】

当市において、現在、家庭的保育事業者等の対象となる施設はないため、影響はない。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について（第55号議案）

【趣旨】

道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

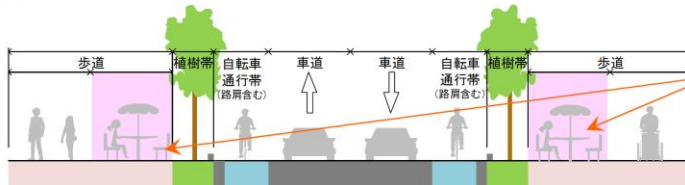
道路法等が改正され「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の指定制度が創設された。犬山市道において、将来的に歩行者利便増進道路を指定する場合に備えて、新たに設置基準を定めるもの。

「歩行者利便増進道路」とは…

賑わいある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心、快適に、通行、滞留できる空間が整備され、その占用が柔軟に認められる道路。

「ほこみち」のイメージ（資料：国土交通省）

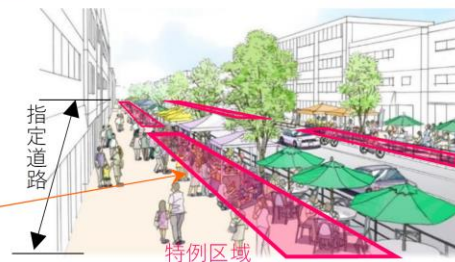
制度のPoint



Point①
歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②
特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③
道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能



道路上にテーブルやイス、広告塔などの物（占用物）を置く場合の“無余地性”と呼ばれる基準が除外されます。

※無余地性＝道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準。

（次ページへ続く）

○指定要件

- 1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること
- 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること
- 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること

○構造基準

【歩行者の安全かつ円滑な通行の基準】

歩道	歩道の有効幅員	交通量が多い道路：3.5m以上 その他の道路：2.0m以上
	歩道の舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ
	歩道の勾配	縦断勾配：5%（特例値：8%） 横断勾配：1%（特例値：2%）
	歩道と車道の分離	縁石の設置（高さ15cm以上） 植樹帯や並木や柵の設置
	歩道の高さ	5cm（標準）
	横断歩道接続部の高さ	2cm（標準）
	車両乗入部	横断勾配1%（特例値：2%）を満たす有効幅員2m以上
	休憩施設	適当な間隔でベンチ、上屋を設置

【利便の増進の基準】

歩行者の滞留の用に供する空間	滞留空間	・歩行者利便増進道路に設けられる歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、歩行者の滞留に供する部分を設ける。
歩行者利便増進施設等	歩行者の利便増進に資する工作物、物件又は施設	・歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設けるための場所を設ける。 ・必要がある場合、当該場所に利便の増進に資する工作物、物件又は施設（街灯、ベンチ等）を設ける。

○「歩行者利便増進道路」の指定例

大阪市、神戸市、姫路市、岡山市、甲府市、松本市、宇部市、長野県

※愛知県内での事例はない。

※犬山市では、現時点での計画はない。

【施行日】

公布の日

◎ 人 事

教育部 学校教育課

《教育委員会委員》

- 犬山市教育委員会委員の任命について（第56号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員の「小倉 志保（おぐら しほ）」氏の任期満了に伴い、後任者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

任期満了（令和3年9月25日）に伴う後任者として、引き続き任命するもの。

氏 名 小倉 志保（おぐら しほ） （再任）

生年月日 ■

任 期 任命の日から4年間

経営部 総務課

《公平委員会委員》

- 犬山市公平委員会委員の選任について（第57号議案）

【趣旨】

犬山市公平委員会委員の「高橋 美博（たかはし よしひろ）」氏の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

任期満了（令和3年9月27日）に伴う後任者として、引き続き任命するもの。

氏 名 高橋 美博（たかはし よしひろ） （再任）

生年月日 ■

任 期 任命の日から4年間

5 令和3年度9月補正予算

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

15億4,775万2千円を増額補正

補正後予算額 → 467億7,561万3千円
（補正予算前予算と比較して3.42%の増）

一般会計

8億8,528万3千円を増額補正

補正後予算額 → 270億4,895万5千円
（補正予算前予算と比較して3.38%の増）

特別会計

6億6,304万1千円を増額補正

補正後予算額 → 146億8,417万9千円
（補正予算前予算と比較して4.73%の増）

企業会計

57万2千円を減額補正

補正後予算額 → 50億4,247万9千円
（補正予算前予算と比較して0.01%の減）

令和3年9月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名		当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
一般会計		25,343,687	26,163,672	885,283	27,048,955
特別会計	国民健康保険特別会計	6,923,736	6,923,736	143,096	7,066,832
	犬山城費特別会計	209,460	209,460	0	209,460
	木曾川うかい事業費特別会計	59,306	59,306	0	59,306
	介護保険特別会計	5,375,729	5,375,729	496,457	5,872,186
	後期高齢者医療特別会計	1,452,907	1,452,907	23,488	1,476,395
小計		14,021,138	14,021,138	663,041	14,684,179
企業会計	水道事業会計	1,860,392	1,860,392	△ 173	1,860,219
	下水道事業会計	3,182,659	3,182,659	△ 399	3,182,260
	小計	5,043,051	5,043,051	△ 572	5,042,479
合計		44,407,876	45,227,861	1,547,752	46,775,613

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 補正予算に計上した主な事業

市民部 地域協働課

《一般会計》

○ 東ふれあいセンター改修工事設計業務委託料（まちづくり拠点施設営繕等）

補正予算要求額 258万5千円

【補正理由】

令和3年4月1日から羽黒東部老人憩の家から東ふれあいセンターへ施設の用途変更を行い、高齢者施設から誰もが利用可能な施設として、東コミュニティ推進協議会に管理運営を委託する形で事業を開始した。

施設は昭和61年建築で老朽化が進み、利用廃止した風呂場など改修に向けて地元住民等の意見を集約し、施設の改修を行うこととしていた。

その後、東コミュニティ推進協議会を中心に地元住民の方々との協議を重ね、改修内容が概ね決定したため、早期改修を実施し、本来の利用状況とするための設計委託を行うもの。

【内容】

施設をより多くの市民に利用してもらえるよう、東コミュニティ推進協議会及び地元住民の意見を取り入れ改修工事を行うための、設計業務委託

《改修予定工事内容》

- ・未利用スペースの改修（風呂場等を旧休養室と一体化し、貸部屋やフリースペースに変更）
- ・現在の時代に適応した改修（バリアフリー化、マルチトイレの設置）
- ・施設の経年劣化による改修（クロスの貼り替え、畳からフローリングに変更、フェンスの一部改修）
- ・外構未利用地の利活用化（駐車場の確保、屋外スペースの整備）

【効果】

令和4年度中に現在よりも魅力ある地域の活動拠点施設としてリニューアルオープンすることで、より多くの市民の利活用が見込めるようになる。

特にバリアフリー化やマルチトイレを改修することで、親子や高齢のため利用が困難な方も安全かつ容易に利用がしやすくなる。

（次ページに続く）

【その他】

令和2年度まで近隣の高齢者を対象とした施設であったが、東ふれあいセンターとして利用するにあたり、東小学校区や隣接する羽黒小学校区の地元住民の利用も想定されるため、駐車スペースを拡充し、また、南側広場の有効利用ができるよう整備を行う。

【概略スケジュール】

令和3年10月 設計委託契約

令和4年 3月 東ふれあいセンター設置管理条例の改正

令和4年度 東ふれあいセンター改修工事施工、11月リニューアルオープン予定

【要求額の積算内容】

東ふれあいセンター改修工事に伴う設計業務委託料 2,585,000円

《一般会計》

○ 介護施設等整備事業費補助金（介護老人福祉施設運営補助）

補正予算要求額 8,986万2千円

【補正理由】

犬山市においてNPO法人犬山あんきにくらそう会が事業実施している介護サービス提供事業所について、築後60年を超えており、老朽化による事故等を予防し、介護サービス利用者への適正なサービスの提供を確保するために必要な安全対策の実施を支援するため、愛知県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して整備事業の実施を補助する。

【内容】

既存の事業所（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援、訪問看護ステーション）の建て替えを実施するための整備に要する経費を基金管理運営要領を基準に補助する。

【効果】

高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加に対応するために必要な介護サービス提供体制の整備ができる。

【その他】

地域医療介護総合確保基金（愛知県が管理運用）を活用し、愛知県の助成により総事業費2億5,080万円に対する補助事業を実施。

（参考）

H30年度：養護老人ホームぬく森整備事業費補助 7,743万円

R1年度：特別養護老人ホーム犬山白寿苑多床室ユニット化改修支援 2,343万円

（次ページに続く）

【概略スケジュール】

- R3. 10月 市から県へ補助金交付申請
事業者から市へ補助金交付申請
- R3. 11月 整備事業着工
- R4. 3月 工事完了、引渡し
事業者から市へ実績報告→補助金交付
- R4. 4月 市から県へ実績報告
- R4. 5月 県から市へ補助金交付

【要求額の積算内容】

令和3年度愛知県介護施設等整備事業費補助金内示額 89,862,000円
(愛知県から犬山市への補助額)

歳入：愛知県介護施設等整備事業費補助金 89,862,000円
歳出：犬山市介護施設等整備事業費補助金 89,862,000円

《一般会計》

○ 市民文化会館空調等改修事業（市民文化会館管理／市民文化会館営繕）

補正予算要求額 1, 807万6千円

【補正理由】

市民文化会館について、今後10年間を必要最低限の維持補修で利活用していくという在り方検討の結果に基づき、文化庁事業である「令和2年度(補正予算繰越分)文化芸術振興費補助金 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」を活用し、設備改修等を実施するため補正を実施するもの。

◆文化芸術振興費補助金（文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業）

新型コロナウイルス感染症対策が必要不可欠な状況となっていることから、劇場・音楽堂等における公演の実施に際して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた取組への支援を行うとともに、コロナ禍で必要とされる「新たな活動」に向けた文化施設の配信等に必要な機材等の環境整備を支援するもの。

【内容】

- 10 節 市民文化会館管理（消耗品費） 4万円
… 非接触型体温計購入
- 11 節 市民文化会館管理（通信運搬費） 1万8千円
… 通信回線費
- 14 節 市民文化会館営繕（工事請負費） 1,504万3千円
… 空調改修（冷温水発生器の部分改修）、有線LAN設置工事費
- 17 節 市民文化会館管理（備品購入費） 297万5千円
… ワイヤレスシステム設備購入（電波法改正対応含む）

【効果】

- ・大ホールの空調改修工事等を行うことにより、感染症防止対策を徹底することが可能。（特に空調についてはこれまで大規模改修を行っておらず、故障のリスクが非常に高い状況である。）
- ・有線LAN(※)を設置するとともに、ワイヤレスシステム設備を購入することにより大ホールでの動画撮影及び配信といったニーズを満たすことができ、稼働率の向上にも寄与することが見込まれるとともに、令和4年11月末の電波法改正に伴う既存設備にかかる法的不適合を解消することが可能。

(※) 通信速度最大1Gbps／名古屋市文化振興事業団管理の劇場と同等の速度

(次ページに続く)

【その他】

- ・ 15款2項6目5節 社会教育費国庫補助に歳入として800万4千円を計上。

【概略スケジュール】

- ・ 10月中旬 工事・物品入札
- ・ 10～12月 工事施工・物品発注
- ・ ～1月下旬 工事完了・物品納入 ～支払（当該補助金は1月末までの支払完了を条件）

【要求額の積算内容】

○消耗品費	・ 非接触型体温計購入	39,600 円
○通信運搬費	・ 通信回線費（3ヵ月分経費）	17,160 円
○工事請負費	・ 空調改修（冷温水発生器の部分改修）	14,804,790 円
	・ 有線 LAN 設置工事費	237,490 円
○備品購入費	・ ワイヤレスシステム設備購入	2,897,400 円
	・ ライブ配信端末購入	76,780 円
<その他（歳入）> 文化芸術振興費国庫補助金		8,004,000 円（対象経費の1/2）

《一般会計》

○ ヒトツバタゴ自生地公有化（歴史的資産保存・継承費）

補正予算要求額 533万1千円

【補正理由】

天然記念物ヒトツバタゴ自生地（大正12年に国の天然記念物に指定）は個人所有地であり、犬山市が管理団体として維持管理を行っている。現在、土地所有者から売却意向があり、自生地の恒久的な保存や適切な維持管理、活用を図るために土地公有化に向けた準備（境界確定測量、土地評価及び物件調査）を令和3年度より着手している。土地所有者と土地の売買契約に向けた協議の準備が整ったため、土地取得費用等を補正予算計上し、土地所有者との協議の上、年度内に土地の取得を行う。併せて、既に契約を行っている委託業務の入札残金等の減額補正を行う。

【内容】

土地所有者と土地売買契約及び物件移転補償契約を締結し、年度内に土地の引き渡しを完了させる。

- ・取得土地 天然記念物ヒトツバタゴ自生地（西洞41-2、1843㎡） 1,400,000円
- ・補償内容 立木補償（ヒトツバタゴ成木7本、幼木11本） 4,473,310円
- 農機具小屋移転補償 503,854円

【効果】

天然記念物ヒトツバタゴ自生地は国指定の天然記念物であり、後世にその価値を正しく伝えていくためにも適切な保存を行う必要がある。土地の公有化を行うことで、市が土地所有者として直接保存・管理・活用を行うことができる。

【その他】

国4/5（史跡等購入費補助金）

【概略スケジュール】

令和3年6月	土地評価、物件調査（補償費）算出
令和3年7月	土地所有者との協議
令和3年10月	土地売買契約、物件移転補償契約 締結
令和3年11月～12月	所有権移転

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

<歳出>	当初予算 (国庫補助)	契約額 (国庫補助)	補正予算 (国庫補助)
○ 物件調査委託料	1,881,000円 (1,504千円)	1,705,000円 (1,364千円)	△176千円 (△140千円)
○ 不動産鑑定委託料	1,113,000円 (889千円)	242,000円 (193千円)	△871千円 (△696千円)
	当初予算 (国庫補助)	契約額 (国庫補助)	補正予算 (国庫補助)
○ 用地購入費	0円 (0千円)	1,400,000円 (1,120千円)	1,400千円 (1,120千円)
○ 補償費	0円 (0千円)	4,977,164円 (3,981千円)	4,978千円 (3,981千円)
		合計	5,331千円 (4,265千円)
<歳入>			補正予算
○ 国宝重要文化財等保存・活用事業費国庫補助金			4,265千円

《一般会計》

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業（保育所管理/民間保育所運営補助/
児童センター管理）

補正予算要求額 174万円

【補正理由】

令和3年7月に、新たに令和3年度保育対策総合支援事業費補助事業（国庫補助）が実施されることになった。

当該補助事業は、新型コロナウイルス感染症対策支援を目的とし、子ども未来園や児童センターの保育事業等を継続的に実施していくために必要となる物品購入など、感染症に対する経費が補助対象となっている。また、民間保育所において実施する感染症対策に対して、市が補助金を交付する場合も当該補助事業の対象となっている。

昨年度も感染症対策として、ウイルスの低減や除去を目的とする空気清浄機等の物品を購入したが、感染リスクを低減するのに換気が効果的であるため、更なる感染症対策として、CO2 測定器の購入及び民間保育所に対する補助金を補正予算計上するもの。

【内容】

新型コロナウイルス感染症対策として、CO2 測定器を購入する。
民間保育所での感染症対策に対し、補助金を交付する。

【効果】

新型コロナウイルス感染症への対策を施すことで、安全な保育環境が整備できる。

【概略スケジュール】

物品購入については、補正予算議決後速やかに購入する。
また、民間保育所補助についても、補助金交付要綱を改正し、補助金を交付する。

（次ページに続く）

【要求額の積算内容】

(歳出)

- ①消耗品費（子ども未来園分） 624,800 円
 - ・CO2 測定器 624,800 円 (8,800 円*71 台)
- ②消耗品費（児童センター分） 114,400 円
 - ・CO2 測定器 114,400 円 (8,800 円*13 台)
- ③民間保育所新型コロナウイルス感染症対策事業補助金 1,000,000 円

【内訳】

- ・白帝保育園・犬山さくら保育園 (500,000 円*2 園)

(歳入)

保育対策総合支援事業費補助金（補助率 1/2） 154 万 5 千円

※補助金は、既決予算で購入する予定であったコロナ対策物品（パーテーション等）に充当することが可能なため、上記金額のうち、67 万 5 千円を既決予算に充てる。

《一般会計》

○ (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建設事業

補正予算要求額 2,400万円

【補正理由】

令和3年度当初予算編成時において未確定であった新園の建設予定地(犬山市橋爪東一丁目地内)が確定し、令和6年度竣工(令和7年度開園)を目指し、基本設計業務に着手する。具体的には、年内に公募型プロポーザル方式により基本設計の受託候補者の選定を行い、令和3年度から4年度にかけて基本設計業務を委託する。また、建設予定地が農地(田)であることから造成の必要があり、基本設計中に造成設計も盛り込み、別途地質調査も行う。

【内容】

- ・プロポーザル審査委員報酬
- ・基本設計委託(翌年度繰越予定)
新園整備に関する建築基本設計及び造成実施設計一式(敷地面積約5,900㎡、延床面積約2,500㎡)
- ・地質調査委託 ボーリング(1か所)

【概略スケジュール】

令和3年度	基本設計業務の受託候補者の選定
	令和3年10月上旬 プロポーザル実施要領公表
	令和3年11月下旬 一次審査
	令和3年12月下旬 二次審査
	令和4年1月中旬 受注候補者の決定
	基本設計委託(～令和4年度)
	地質調査委託
令和4年度～令和5年度	実施設計
令和5年度～令和6年度	新園建設(令和6年度竣工予定)

【要求額の積算内容】

○プロポーザル審査委員報酬	129,600円(7,200円*6名*3回)
○基本設計委託料	22,176,000円
○地質調査委託料	1,694,000円

《一般会計》

○ 水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金（農業振興）

補正予算要求額 574万5千円

【補正理由】

水田麦・大豆産地生産性向上事業とは、麦大豆の作付け拡大意向がある農業者に対する国の補助事業である。当事業は国の令和3年1月補正予算により成立し令和3年度に予算を繰越し実施される。今回、当事業に対し市内農業者から申請があったため補正予算を要求するもの。

【内容】

・主食用米の需要が減少傾向にある中、米から麦・大豆へ需要に応じた転換を進めるため、麦・大豆の作付け拡大、収量及び品質の高位安定化に取り組む農業者に対して、その取組みに必要な営農技術及び農業機械の導入経費を一体的に補助する国の事業である。

・補助の対象作物は、水田で作付けされる麦・大豆。（犬山市の計画は麦のみ）

・当該事業の申請は認定農業者3名で、麦栽培に関する「営農技術等の導入」、「機械・施設の導入」に対して補助を行う予定。

補助額 5,745,000円（415,000円 + 5,330,000円）

(内訳)		(対象面積)	(補助単価)	(補助金額)
営農技術等の導入				
農業者A	湿害対策技術	120 a	× 2,000円/10 a	= 24,000円
農業者B	効率的播種技術	290 a	× 5,000円/10 a	= 145,000円
農業者A・B	土壌診断（土づくり）	820 a	× 3,000円/10 a	= 246,000円
				小計 415,000円

機械・施設の導入		(数量)	(補助金額)
農業者A	トラクタ	1台 ×	3,840,000円（本体価格7,681,818円×1/2以内）
農業者B	心土破砕機(アタッチメント)	1台 ×	255,000円（本体価格510,000円×1/2以内）
農業者C	播種機	1台 ×	1,235,000円（本体価格2,470,000円×1/2以内）
		小計	5,330,000円

・市は県補助金の交付を受けて間接補助事業者として犬山市地域農業再生協議会を通じて農業者に対して補助を行う。当該補助金は全額県補助金として交付される。

計画の提出（農業者→再生協→市→県→国）

補助金支払い（国→県→市→再生協→農業者）

（次ページに続く）

【効果】

支援メニューを活用した麦の生産拡大に取り組むことで、事業計画（期間：R2年度～R9年度）において、麦の生産実績を次のとおり拡大することを目標としている。

作付け面積	(R2) 12.6ha	→	(R9) 17.0ha	4.4ha 増加
団地面積	(R2) 1.2ha	→	(R9) 4.2ha	3.0ha 増加

【概略スケジュール】

R3. 10月上旬（補助金交付申請：再生協→県） ⇒ R3. 10月下旬（補助金交付決定：県→再生協） ⇒ R3. 10月～R4. 3月（生産者らの取組み、実績報告） ⇒ ～R4. 3月（補助金交付：市→再生協）

【要求額の積算内容】

○水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金

補正前 0千円

補正後 574万5千円

補正額 574万5千円（県負担 10/10 水田麦・大豆産地生産性向上事業県補助金）
（内訳）

営農技術等の導入 41万5千円

機械・施設の導入 533万円

合 計 574万5千円

6 単行案件

教育部 文化スポーツ課

《調停》

○ 調停の申立てについて（第69号議案）

【趣旨】

旧犬山西公民館の解体に伴うその附属物の撤去に関し、隣接する民地所有者との合意を図るため、犬山簡易裁判所へ調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

令和2年度末に閉館した旧犬山西公民館（以下「西公民館」という。）については、今年度（令和3年度）に解体し、敷地内に存在する構築物もすべて撤去して更地にする予定である。

解体に先立ち、隣接する民地所有者に対して西公民館内のフェンス及び基礎ブロック（以下「フェンス等」という。）を撤去する旨を伝えたところ、うち一件が、「フェンス等は、区画整理事業における補償的な意味合いで市が設置したもので、撤去するのであれば新たなフェンスを自分の敷地内に設置してもらいたい。」との訴えがあった。

過去の経緯があり、双方の認識が異なることから、相手方の同意、理解を得るために民事調停を申し立て、その必要経費を補正計上するもの。

【効果】

当時の資料を確認したところ、フェンス等を補償として（官地側に）設置した記録は確認することができず、相手方の主張とは平行線を辿っている状況が続いており、任意の話し合いでは相手方が納得することは著しく困難である。相手方とは、今後公民館の解体を進めていく上で協力を得なければならないため、この状況下でフェンス等を一方的に撤去することは適切ではない。

そのため、民事調停を行うことで、専門的知見を有する公平な第三者機関における協議の場を設定し、公平な立場である調停委員を介して法的な観点を踏まえ、相手方との合意を図ることができる。

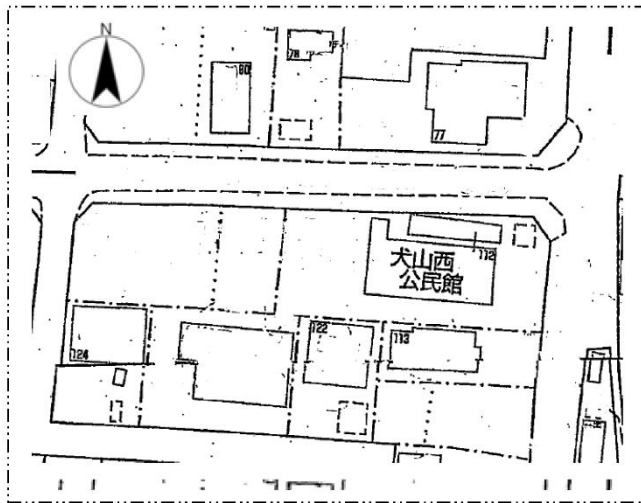
（次ページに続く）

【概略スケジュール】

令和3年9月下旬	調停申立書提出
10月～12月下旬	調停
令和4年1月	調停の成立又は不成立

【補正予算要求額の積算内容】

9款5項3目11節	役務費	通信運搬費(郵便切手)	4,512円
〃	役務費	手数料(収入印紙)	6,500円
	計		11,012円



①位置図



②相手方と西公民館との境界(刻み)



③相手方と西公民館との間のフェンス



④相手方以外の隣接地と西公民館との間のフェンス

7 令和3年11月末までの主な行催事

名称等	犬山市文化史料館秋の企画展 犬山と街道～街道がつなぐ人と文化		
実施期間	9月9日 (木) ~ 10月25日 (月)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	東之宮古墳散策ツアー	荒天時予備日：9月18日 (土)	
実施期間	9月11日 (土)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	犬山遊園駅西口		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	「市民活動」と「地域活動」を考えるワークショップ		
実施期間	9月11日 (土)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	オンライン		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	コミュニティ通訳者養成講座		
実施期間	9月12日 (日) ~ 10月31日 (日)	時間	9:00 ~ 17:30
場所	犬山市役所2階会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	総合防災訓練		
実施期間	9月12日 (日)	時間	9:00 ~ 11:00
場所	犬山南小学校		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		
名称等	女性の園芸教室_第1回/全3回		
実施期間	9月16日 (木)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	秋の全国交通安全運動		
実施期間	9月21日 (火) ~ 9月30日 (木)		
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		

名称等	シートベルト・チャイルドシート関所		
実施期間	9月21日 (火)	時間	9:30 ~ 10:15
場所	犬山市文化会館前		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	東之宮古墳 土あげ祭プロジェクト	荒天時予備日：9月25日 (土)	
実施期間	9月23日 (木)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	東之宮古墳成田山側入口		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	交通安全街頭大監視		
実施期間	9月24日 (金)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	ドイツ語講座 初級		
実施期間	9月24日 (金) ~ 12月3日 (金)	時間	18:45 ~ 20:15
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	青塚古墳を見守る会		
実施期間	9月25日 (土)	時間	7:30 ~ 9:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	森もり広場		
実施期間	9月26日 (日)	時間	9:30 ~ 12:15
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	ボランティアスタッフ養成講座_第1回/全6回		
実施期間	9月30日 (木)	時間	9:30 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	秋の犬山キャンペーン		
実施期間	10月1日（金）～ 12月5日（日）		
場所	城下町、栗栖及び継鹿尾一帯		
担当所属	観光課		
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会		
名称等	ポスターによるドイツ紹介企画事業		
実施期間	10月5日（火）～ 10月29日（金）		
場所	犬山市立図書館玄関エリア		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	第18回犬山市産業振興祭「わいわい犬山フェスティバル」		
実施期間	10月9日（土）～ 10月10日（日）	時間	10:00 ～ 17:00
場所	犬山市民文化会館、名古屋経済大学など	10月10日は16:00まで	
担当所属	産業課		
主催	犬山市産業振興祭実行委員会		
名称等	ドイツの部屋 秋飾り作り		
実施期間	10月9日（土）	時間	10:30 ～ 16:00
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	邇波史楽座		
実施期間	10月10日（日）	時間	15:00 ～ 16:30
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	ボランティアスタッフ養成講座_第2回/全6回		
実施期間	10月19日（火）	時間	9:30 ～ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	女性の園芸教室_第2回/全3回		
実施期間	10月21日（木）	時間	9:30 ～ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	からくり町巡り(予定)			
実施期間	10月23日 (土) ~ 10月24日 (日)			
場所	城下町			
担当所属	観光課			
主催	犬山祭企画委員会			
名称等	犬山城講演会「国宝犬山城天守再考」～天守の創建年代とその変遷過程～			
実施期間	10月24日 (日)	時間	13:30 ~ 16:40	
場所	犬山市民交流センター			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	犬山市			
名称等	第67回犬山市民展			
実施期間	10月26日 (火) ~ 11月3日 (水)	時間	9:00 ~ 17:00	
場所	犬山市南部公民館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市、犬山市教育委員会			
名称等	屋内・屋外消火栓取扱競練会			
実施期間	10月27日 (水)	時間	8:30 ~ 12:00	
場所	するすみふれあい広場			
担当所属	予防課			
主催	消防本部、犬山市危険物安全協会			
名称等	特別展犬山城主成瀬家の家臣たち			
実施期間	10月28日 (木) ~ 12月2日 (木)	時間	9:00 ~ 17:00	
場所	城とまちミュージアム			
担当所属	歴史まちづくり課			
主催	(公財) 犬山城白帝文庫			
名称等	犬山市民総合大学公開講座 (夏井いつき)			
実施期間	11月6日 (土)	時間	14:00 ~ 15:30	
場所	犬山市文化会館			
担当所属	文化スポーツ課			
主催	犬山市、犬山市教育委員会			
名称等	あつまれいぬやまっこ！うきうき大行進			
実施期間	11月7日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00	
場所	南部公民館			
担当所属	子ども未来課			
主催	犬山市子供会育成連絡協議会、犬山市地域活動連絡協議会、犬山市児童センター			

名称等	ダイヤモンド婚・金婚祝講演会		
実施期間	11月9日 (火)	時間	13:30 ~ 15:30
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	高齢者支援課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市戦没者追悼式		
実施期間	11月13日 (土)	時間	10:30 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	福祉課		
主催	犬山市		
名称等	女性の園芸教室_第3回/全3回		
実施期間	11月18日 (木)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツの部屋 アドベントリース作り		
実施期間	11月20日 (土)	時間	12:30 ~ 16:00
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市消防団観閲式		
実施期間	11月21日 (日)	時間	9:00 ~ 12:00
場所	するすみふれあい広場 (荒天時:東小学校)		
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		
名称等	防火・防災キャンプ		
実施期間	11月23日 (火)	時間	9:00 ~ 14:00
場所	野外活動センター		
担当所属	予防課		
主催	消防本部		
名称等	ボランティアスタッフ養成講座_第3回/全6回		
実施期間	11月26日 (金)	時間	9:30 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		

名称等	ドイツの部屋 アドベントカレンダー作り		
実施期間	11月27日 (土)	時間	13:30 ~ 16:00
場所	犬山市民交流センター		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツの部屋 クリスマスクッキー作り		
実施期間	11月28日 (日)	時間	10:30 ~ 15:30
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		
名称等	ニワ里カレッジ③		
実施期間	12月3日 (金) ~ 10月3日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳史跡公園ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	ドイツの部屋 クリスマスクッキー作り		
実施期間	12月12日 (日)	時間	13:00 ~ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市		